

第5章 EU・カナダ包括的貿易投資協定（CETA）について

—農産物貿易を中心として—

鈴木 栄次

1. はじめに

EU・カナダ包括的貿易投資協定（Comprehensive Economic and Trade Agreement：CETA）については、2016年10月に両国により署名され、2017年9月21日から暫定適用されている。

本稿では、CETAについて、暫定適用までの経緯とともに、その概要を農産物貿易を中心にして整理する。また、暫定適用の意義についても整理する。

2. CETAの経緯⁽¹⁾

2007年6月のベルリンにおけるEU・カナダサミットにおいて、EUとカナダの首脳が、緊密な経済パートナーシップがもたらす費用・便益を検討する共同スタディを実施することに合意し、2008年10月に共同スタディの結果が発表された。

共同スタディでは、まず、EUはカナダにとって米国に次ぐ貿易・投資パートナーであり、カナダはEUにとって第4位（1位が米国、2位がスイス、3位が日本）のパートナーであることを示すとともに、貿易・投資に関する障壁はいまだ存在しており、その障壁が両国間の経済的関係が有する潜在力を十全に発揮することを妨げている、と指摘している。そして、2007年に、物品貿易について関税、非関税障壁をすべて撤廃するとともに、サービス貿易についても自由化した場合、2014年までに、GDPについては、EUにとっては0.08%（116億ユーロ）、カナダにとっては0.77%（82億ユーロ）増加するとしている。また、総貿易額については、EUからカナダへは24.3%（170億ユーロ）、カナダからEUへは20.6%（86億ユーロ）増加するとしている⁽²⁾。

このように、双方にとって利益が生ずるとの結論が得られたため、CETAの締結に向けて2009年10月から交渉が開始された。

当該交渉は2014年8月に妥結し、2016年10月に両国により署名された後、それぞれ国内手続きを経て、CETAは2017年9月21日から暫定適用されている。

交渉開始から暫定適用開始まで約8年間を要したが、この間、2012年と2013年には、農業担当大臣が貿易担当大臣とともに会談を行っていることから、農業問題が重要事項の一つであったと推測される。

なお、この時期は、2001年から開始されたドーハ・ラウンドが2006年7月に交渉を中

断し、2007年1月に交渉が再開されたものの、2008年7月のジュネーブにおける非公式閣僚会合で、農業・NAMA（非農産品市場アクセス）モダリティに関して合意に至らず、交渉の不透明感が増していた時期である⁽³⁾。

3. CETAの概要

CETAは、物品貿易のみならず、サービス貿易、投資、労働、環境等の分野を網羅する広範な協定となっており、EUにとってはG7諸国との初めての協定であり、カナダにとっては1994年発効のNAFTA以来の大型FTAである⁽⁴⁾。

以下、CETAのうち、農産物に関連する主な項目である物品貿易、衛生植物検疫措置、地理的表示について概要を示す⁽⁵⁾。

（1）物品貿易

EUおよびカナダは、物品に関するほとんどの関税撤廃を、CETAが発効した時か、または、3年、5年、7年以内に漸進的に行うとしている。全タリフラインのうち、EUは98.7%を、カナダは98.6%を最終的に撤廃することとしている。即時撤廃の割合は、EUが97.7%、カナダが98.2%となっている。

1) 工業品の関税

EU、カナダとも、最終的に100%の工業品について関税を撤廃することになった。即時撤廃分は、EUが99.4%で、カナダが99.6%である。即時撤廃しないものは、自動車関連であり、相互的に、3年、5年、7年以内で撤廃される。また、カナダの船舶については、初めて撤廃（7年以内）することになった。

2009年～2011年のデータでは、工業品の関税が完全撤廃されれば、輸出業者は、EUが4億7000万ユーロ、カナダが1億5800万ユーロ、経費を節減できる、とされている。

2) 農産物および水産物の関税

①農産物の関税

カナダは、CETAの発効と同時に、全農産物のタリフラインの90.9%の関税を撤廃する。7年後には91.7%の関税が撤廃される。

残余はセンシティブな品目で、関税割当（TRQ）が適用される（酪農品）か、関税削減から除外される（鶏肉、鶏卵、種卵、七面鳥肉）。

加工農産物（PAPs）、例えば、ワイン・蒸留酒、ソフトドリンク、お菓子、パスタやビスケット等の穀物由来の製品、果物・野菜の調製品は、EUの輸出に対する関心が高く、更なる市場開放はEUの主要な交渉目的であることから、特に重要である。加工農産物の極く一部を除き、カナダは自由化するので、EUの加工農産物産業はCETAから相当程度の利益を得る。PAPsのカテゴリーの中ではワインと蒸留酒が、EUの農産物・食品産業の主要

な輸出品であることから重要である。なお、現行の EU・カナダのワイン・蒸留酒協定は CETA に取り込まれる。

EU は、CETA の発効と同時に、タリフラインの 92.2% の農産物の関税を撤廃する。7 年後には、93.8% の農産物の関税が撤廃される。また、貿易額で見ると、EU からカナダへの輸出額の 95.0% が、カナダから EU への輸出額の 97.0% が完全自由化される。

残余は、次のとおりとなっている。

参入価格システムが適用されている産品⁽⁶⁾については、システム自体は維持するものの、従価税部分は撤廃される。

センシティブ品目のうち、牛肉、豚肉、缶詰のスイートコーンについては、ゼロ関税となるが、TRQ によって数量規制がなされる。

センシティブ品目のうち、鶏肉、鶏卵、種卵、七面鳥肉については、関税削減から除外される。

上記で言及したセンシティブな品目の TRQ は、次のとおりである。

a. 酪農

カナダは、17,700 トンのチーズについて新たな TRQ を設定する。そのうち、16,000 トンが高品質チーズであり、1,700 トンが加工用チーズである。さらに、現行の WTO 上の TRQ の 800 トン分が高品質チーズに適用されるので、合計 18,500 トンとなる。これは、現在のカナダへの輸出の 2 倍以上であり、128% の増加になる。また、これはカナダ市場の 4% 以上を占めることになる。

これに対し、EU は協定発効と同時にすべての酪農品のタリフラインを自由化する。しかし、これはほとんど影響がないと考えられる。カナダからのこれらの産品の輸入は、2012 年から 2013 年の平均で、カナダからの農産物輸入の 0.1% と極めて少量だからである。

b. 牛肉

交渉において、カナダにとり最も重要な品目の一つが牛肉、特に、生鮮牛肉であった。

EU がカナダに対して与えた牛肉のゼロ関税でのアクセスは、45,838 トンになる（枝肉重量相当量、CWE）。このうち、30,838 トンが生鮮牛肉である。さらに、以前、ホルモン剤を投与した牛肉に係る紛争の補償として、EU がカナダに与えた現行の 4,162 トン（CWE ベース）が追加される。以上の合計は、EU の全消費量の 0.6% になる。また、水牛（バイソン）の 3,000 トンの TRQ が、協定発効と同時に設定される。

最後に、ヒルトン牛肉⁽⁷⁾に係る現行の WTO 上の TRQ（製品重量ベースで 11,500 トン、カナダと米国とでシェアされている）は、維持されるが一次税率はゼロとなる。

c. 豚肉

EU がカナダに対して与えた豚肉のゼロ関税でのアクセスは、CWE ベースで 75,000 トンになる。これに現行の WTO 上の TRQ の 4,625 トン（製品重量ベース）が追加される。以上の合計は、EU の豚肉消費量の 0.4% となる。

d. スイートコーン

EU は、缶詰スイートコーンについて、8,000 トンの TRQ を、協定発効と同時にゼロ関税とすることとした。

②TRQ の漸進的導入と管理

EU とカナダは、TRQ の漸進的導入と管理の方法につき次のとおり合意している。

a. 漸進的導入

牛肉、豚肉、スイートコーン、チーズに係る TRQ については、5 年間で漸進的に導入（段階的に割当数量が拡大）される。

b. 管理の方法

スイートコーンおよびバイソンの EU の TRQ については、先着順ベースで管理されるのに対し、牛肉および豚肉の EU の TRQ は、加盟国からの要請に基づき、年間を通して円滑な製品の輸入と割当数量が最大限に充足されることを保証する輸入許可システムで管理される。また、現行のヒルトン牛肉については、施行されている EU 委員会の規則に沿って、引き続き管理される。

カナダは、チーズに関する新たな TRQ について、輸入許可制に基づき管理し、新規参入者のアクセスを保証する。WTO 上のすべての TRQ は、現行の管理とする。

③水産物の関税

EU、カナダとも、水産物の関税をすべて撤廃することになる。カナダの輸入のうち 76.4% は、既に、ゼロ関税の最恵国待遇を行っており、カナダは、CETA が発効した場合に残余の関税を撤廃する。

EU は、CETA の発効と同時に、95.5%の関税を撤廃し、残りの 4.5%分については、3 年、5 年、7 年間で撤廃する。

カナダは、これまで EU に対して TRQ を有していた。CETA において完全な関税撤廃をする前に、当該 TRQ による現行の市場アクセス数量が低下しないようにするため、EU は二つの過渡的な一次税率がゼロの TRQ を提供することとした。一つが 23,000 トンの加工エビに対してであり、もう一つは 1,000 トンの冷凍タラに対してである。これらの過渡的な TRQ は、現行の TRQ におけるカナダからのゼロ関税での輸出量にほぼ等しい。これらは、先着順で割り当てる運用をすることになる。当該 TRQ は、CETA の下で関連するタリフラインが完全に撤廃されると、消滅する。

また、水産物の関税の自由化は、以下のような広範な水産物のパッケージの一部となっている。

a. 原産地規則

カナダは、水産物の輸出が EU の原産地規則に合致することに同意した。しかし、カナダの一部の輸出業者は、これらの原産地規則を遵守することが困難であることから、EU はカナダに限定的な水産物につき、例外を認めた。

b. 港へのアクセス

EUの要求により、カナダはEUの漁船に対し、最恵国待遇(MFN)を与えた。

c. 輸出規制

いくつかのカナダの州では、鮮魚について、輸出規制がかけられていたが、CETA発効と同時に撤廃する(しかし、ニューファンドランド州は、CETAの発効3年後に規制を撤廃する)。

d. 持続可能な発展

EU、カナダとも、水産資源の保存と持続可能な管理に取り組むことに同意した。特に、監督・取締り・監視の措置、違法・無報告・無規制(IUU)漁業に対する措置、地域の水産物管理団体への支援、持続可能な養殖の促進の分野についての取り組みである。

3) その他の主要事項

輸出税その他の輸出規制については、一般的に禁止される。これは、特にEUが輸入に依存し、カナダが主要産地国になっているエネルギーおよび原料に関して重要である。

また、カナダは、関税払い戻し制度について、協定の発効後、3年間は一般的に禁止することを受け入れた。

補助金については、輸入相手国において完全に自由化される農産物、または、TRQの一次税率が完全に撤廃される農産物に対して、いかなる輸出補助金も供与しないこととしている。

国内の農産物および水産物の補助金の供与または撤廃について、何ら義務を課していないため、国内の補助金を供与することは自由である(もちろん、WTOの規則における義務は遵守しなければならない)。しかしながら、相手国の支援措置によって、自国の利益に悪影響が生じていると判断した場合には、協議を要請することができることになっている。

(2) 衛生植物検疫措置

現行のカナダ・EU家畜協定は完全にCETAに取り込まれる。また、WTOのSPS措置に関する協定の規定を再確認している。両国とも、似たような高度な安全基準の水準を有しており、これは完全に維持される。なお、EUが実施しているホルモンを投与した牛肉や塩化化合物を含む抗菌剤を投与した鶏肉の輸入禁止措置についても維持される。

(3) 地理的表示

カナダは、EUの農産品の地理的表示(GI)の保護に同意した。また、将来、保護対象品目が追加され得ることについても同意している。対象品目は、145品目以上に上る。なお、カナダ産の農産品に係るGIは、暫定適用時点では対象品目はない。この制度により、欧州の中小の食品加工等の生産者が利益を受けることになる。

4. 暫定適用の意義

CETAは、2017年9月21日から暫定適用されている。そもそも、暫定適用については、条約法に関するウィーン条約第25条⁽⁸⁾に規定があり、ある条約の全体またはその一部が、(a) 当該条約に定めがある場合、あるいは(b) 交渉国が他の方法により合意した場合に、その発効前に暫定的に適用される、とされている。しかし、その条件や法的効果については、必ずしも国際的に明確な合意があるわけではない⁽⁹⁾、とされている。

CETAの場合は、第30条7項3号に規定があり、相互に締約国に対し、暫定適用に必要な国内手続きが完了した旨を通知したときに暫定適用される、とされている。ここで、暫定適用とは、CETA全体を仮適用するということではなく、CETAのうちEUが排他的権限を有する部分（加盟国がEUに権限移譲している部分）について適用を先行して開始することを意味する。CETAにおいては、第8章(投資)のほとんどの条項、第13章(金融サービス)の一部の条項、第20条(知的財産)の一部、第27条(透明性)の一部および第28条(例外)の一部については、暫定適用されず、また、第22章(貿易と持続可能な開発)、第23章(貿易と労働)および第24章(貿易と環境)の暫定適用に当たっては、EUと加盟国の権限配分を尊重する、とされている⁽¹⁰⁾。

欧州委員会は、2015年10月に、EU・シンガポールFTAにおいて、EUが排他的権限を有する部分と、EUと加盟国が権限を有する部分、加盟国が排他的権限を有する部分を明確にするよう、EU司法裁判所に見解を求めていた。この見解は、2017年5月16日に出されているが、EU・シンガポールFTAは、EUの専権事項だけではなく、加盟国と権限を共有する分野の条項（ポートフォリオ投資と投資家対国家の紛争解決（ISDS）の2分野）も含まれる「混合協定」であると判断した⁽¹¹⁾。

他方、CETAについては、欧州委員会が2016年7月に「混合協定」として認定しており、協定の発効には、当事国や権限を有する地域政府の議会での批准手続きが必要となるとしていた⁽¹²⁾。

2019年7月現在、EUの加盟国でCETAを批准しているのは、28か国中、13か国（オーストリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポルトガル、イギリス、スペイン、スウェーデン）である⁽¹³⁾が、もし、ある加盟国が批准しない旨を通告した場合、CETAの発効は全加盟国の批准を前提としているため、暫定適用も終了することとなるとする見解⁽¹⁴⁾がある。

この点に関し留意すべきは、2018年7月13日に、イタリアのディ・マイオ経済発展・労働相が、CETAについてイタリアの農産物の保護が不十分だとして批准しない、と発言していることである。イタリアにおいては、パルマハムなど約290品目がPDO(原産地呼称保護)やPGI(地理的表示保護)に認定されているが、CETAで保護対象になっているのは、40品目ほどにすぎない⁽¹⁵⁾、としている。

5. おわりに

EU・カナダ間の CETA の交渉は、2009 年 10 月から開始され、2014 年 8 月に妥結し、CETA は 2017 年 9 月 21 日から暫定適用されている。

CETA は、物品貿易のみならず、サービス貿易、投資、労働、環境等の幅広い分野を網羅する協定になっている。

関税に関しては、工業品、水産物については、100%関税撤廃されるが、農産物については、センシティブ品目があり、EU が 93.8%、カナダが 91.7%の撤廃率となっている。センシティブ品目は、EU にとっての牛肉、豚肉、缶詰スイートコーン、カナダにとっての酪農産品、双方にとっての家禽類（鶏肉、鶏卵、種卵、七面鳥肉）であり、センシティブ品目については、関税割当（TRQ）を設定又は関税削減の対象外とされた。

また、暫定適用については条約法に関するウィーン条約に規定があるものの、その条件や法的効果については、必ずしも国際的に明確な合意があるわけではない、とされており、暫定適用に至った詳細な経緯と解釈等については、今後の検討課題としたい。さらに、暫定適用は、EU 内で一か国でも批准しない旨を通告した場合に終了するとの見解もあり、加盟国の動向も注視する必要があるだろう。

注 (1) CETA の経緯は、Government of Canada(2018)に基づいている。

(2) 共同スタディの内容は、Government of Canada(2013)に基づいている。また、GDP、貿易額ともに、2007 年の価格を基準とした実質値である。

(3) 外務省(2014)に基づいている。

(4) European Commission (2014), Government of Canada(2017) に基づいている。

(5) European Commission(2016), European Parliament (2014), Government of Canada(2017) に基づいている

(6) 農畜産業振興機構(2006)によれば、参入価格システムの対象産品は、生鮮の青果物であり、なす、ズッキーニ、きゅうり、トマト、りんご、アプリコット、さくらんぼ、ももおよびネクタリン、西洋なし、プラム（すもも）、ぶどう、クレメンタイン（柑橘の一種）、レモン、マンダリン、オレンジである。

(7) ヒルトン牛肉とは、農畜産業振興機構(2011)によれば、EU 向け骨なし高級生鮮牛肉のことである。

(8) 外務省『条約法に関するウィーン条約』に基づいている。

(9) 川瀬剛志(2017)に基づいている。

(10) Official Journal of the European Union (2017)に基づいている。

(11) JETRO(日本貿易振興機構)(2017b)に基づいている。

(12) JETRO(日本貿易振興機構)(2017a)に基づいている。

(13) Teller report(2019)に基づいている。

(14) 東史彦(2018)に基づいている。

(15) 日本経済新聞（電子版）(2018)に基づいている。

[引用文献]

【英語文献】

- European Commission (2014), Consolidated CETA text
(http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/september/tradoc_152806.pdf) (2019年10月29日アクセス)
- European Commission(2016), CETA – Summary of the final negotiating results
(https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/december/tradoc_152982.pdf) (2019年10月29日アクセス)
- European Parliament (2014), IN-DEPTH ANALYSIS Negotiations on the EU-Canada Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) concluded
([http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2014/536410/EXPO_IDA\(2014\)536410_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2014/536410/EXPO_IDA(2014)536410_EN.pdf)) (2019年10月31日アクセス)
- Government of Canada(2013), Assessing the costs and benefits of a closer EU-Canada economic partnership, A Joint Study by the European Commission and the Government of Canada
(<https://www.international.gc.ca/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/eu-ue/study-etude.aspx?lang=eng>) (2019年11月13日アクセス)
- Government of Canada(2017), Chapter Summaries
(https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/ceta-aecg/chapter_summary-resume_chapitre.aspx?lang=eng) (2019年10月29日アクセス)
- Government of Canada(2018), Chronology of events and key milestones
(<https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/ceta-aecg/chronology-chronologie.aspx?lang=eng>) (2019年5月29日アクセス)
- Official Journal of the European Union(2017), COUNCIL DECISION (EU) 2017/38 of 28 October 2016 on the provisional application of the Comprehensive Economic and Trade Agreement (CETA) between Canada, of the one part, and the European Union and its Member States, of the other part
(<https://eurlex.europa.eu/legalcontent/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017D0038&from=EN>)(2019年9月2日アクセス)
- Teller report(2019), Ceta: which countries have already ratified the EU-Canada agreement?
(<https://www.tellerreport.com/business/2019-07-23---ceta--which-countries-have-already-ratified-the-eu-canada-agreement--.ByNkXEqNGS.html>) (2019年8月27日アクセス)

【日本語文献】

- 東史彦(2018)『86.EUカナダ包括的経済貿易協定に見るEUのFTAへの投資裁判所導入の際の問題点―』, ユーラシア研究所レポート, 2018年1月27日
(<http://yuken-jp.com/report/2018/01/27/eu-canada/>) (2019年11月28日アクセス)
- 外務省(2014)『ドーハ・ラウンド交渉の概要(平成26年11月)』
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000015001.pdf>) (2019年11月13日アクセス)
- 外務省『条約法に関するウィーン条約』
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S56-0581_1.pdf)(2019年11月28日アクセス)
- 川瀬剛志(2017)『「TPP11」の実現と暫定適用』, 独立行政法人経済産業研究所
(https://www.rieti.go.jp/jp/columns/a01_0474.html) (2019年6月25日アクセス)
- JETRO(日本貿易振興機構)(2017a)『欧州議会がCETAを承認―早ければ4月から関税などに暫定適用―』, 2017年02月16日 ビジネス短信
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/02/611f87930199811f.html>) (2019年11月27日アクセス)
- JETRO(日本貿易振興機構)(2017b)『EUシンガポールFTAは「混合協定」―EU司法裁判所が意見書―』, 2017年05月17日 ビジネス短信
(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/05/9521ec40990d2d1c.html>) (2019年11月28日アクセス)
- 日本経済新聞(電子版)(2018)『イタリア政権、カナダとのFTA「批准しない」』
(<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO33010070U8A710C1NNE000/>) (2019年11月28日アクセス)
- 農畜産業振興機構(2006)『EUの野菜の生産・流通の概況と青果物共通市場制度について』
(<https://vegetable.alic.go.jp/yasaijoho/kaigai/0608/kaigai2.html>) (2019年11月5日アクセス)
- 農畜産業振興機構(2011)『EU向けヒルトン枠牛肉の割当量を引き上げ(アルゼンチン)』
(https://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_000355.html)(2020年3月2日アクセス)